

消火設備、警報設備及び避難設備に関する運用基準

第 1 総則

(危政令第 20 条から第 22 条まで、危規則第 29 条から第 31 条まで、第 33 条から第 38 条の 3 まで)

- 1 消防用設備等に関する消防法第 17 条防火対象物と危険物施設との関係について(昭和 42 年 11 月 29 日 自消丙予発第 102 号)
 - (1) 危険物施設に設置すべき消防用設備等に関する法第 10 条第 4 項の規定は、消防用設備等に関する一般規定たる法第 17 条に対し、特別法たる地位を有するものであり、建築物 1 棟全部が危険物施設である場合の消防用設備等は、法第 10 条第 4 項にのみ適合すればよい。
 - (2) 建築物の一部に危険物施設がある場合の消防用設備等については、危険物施設の部分は消防法第 10 条第 4 項の規定により設置し、これを除いた部分は消防法第 17 条の規定により設置すること。
 - (3) 危険物を取り扱う場所と危険物を取り扱わない場所が耐火構造により区画されていれば、危険物を取り扱わない場所については、消防法第 17 条の消火設備の設置基準に適合するもので差し支えないこと。
- 2 危規則第 30 条第 1 号に規定する「延べ面積」とは、製造所等の用に供する部分又は製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めない。(平成元年 3 月 22 日 消防危第 24 号)
- 3 消火設備の基準において、「火災のときに煙が充満するおそれのない場所」とは、別記 4 「火災のとき煙が充満するおそれのある場所の取扱いについて」によること。
- 4 屋内消火栓設備及び移動式の第 3 種の消火設備は、火災のときに煙が充満するおそれのない場所の火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に限って設けることができること。(平成元年 3 月 22 日 消防危第 24 号)
なお、上屋のみで壁が設けられていない場所は、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」に該当しない。(平成元年 7 月 4 日 消防危第 64 号)

5 「消火困難な製造所等」において、第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けることで、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる場合の第1種、第2種又は第3種の消火設備は、危政令第20条第1項第1号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。

また、「その他の製造所等」において、第1種から第4種までの消火設備を設置することで、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について、第5種の消火設備を必要とされる能力単位の数値の5分の1以上となるように設ける場合、第1種から第4種までの消火設備は、危政令第20条第1項第1号若しくは第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。(平成元年3月22日 消防危第24号)

6 危規則第32条の10ただし書は、第1種、第2種又は第3種の消火設備と併設する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書は、第1種から第4種までの消火設備と併設する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。(平成元年3月22日 消防危第24号)

7 危規則第33条第1項第1号に規定する製造所等のタンクで、引火点が21℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののポンプ設備、注入口及び払出口（以下、「ポンプ設備等」という。）には、第1種、第2種又は第3種の消火設備をポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等の接続する配管の内径が200mmを超えるものにあつては、移動式以外の第3種の消火設備を設けなければならないこと。(平成元年3月22日 消防危第24号)

8 危規則第33条第1項第1号に規定する「高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」を有する製造所又は一般取扱所は、著しく消火困難な施設となるが、塔槽類はこの危険物を取り扱う設備に含まれる。(平成元年7月4日 消防危第64号)

この場合において、高さの算定の起算となる「消火活動上有効な床面」とは、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならない。(平成元年3月22日 消防危第24号)

9 著しく消火困難な製造所又は一般取扱所で、高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、危政令第23条を適用し、第3種消火設備を設けないこととして差し支えない。(平成2年5月22日 消防危第57号)

- 10 屋外タンク貯蔵所に設置する第4種の消火設備については、隣接するタンク数個から群ごとに設けることができる。（昭和36年5月10日 自消甲予発第25号）
- 11 屋内給油取扱所に設置する消火設備について
- (1) 著しく消火困難となる屋内給油取扱所（上階に他の用途が存する一方開放の屋内給油取扱所）に設置する消火設備は、次によること。
- ア 第3種の固定式泡消火設備
- その放射能力範囲が固定給油設備等を中心とした半径3mの範囲及び漏えい範囲を局限化するための設備を包含するように設けること。（平成元年3月3日 消防危第15号）
- イ 第3種の泡消火設備を設置する場合、消火薬剤タンク、ポンプ等を給油取扱所の敷地外に設け、他用途部分と兼用してもよい。また、消火設備能力の算定にあたっては、給油エリアとローリー荷卸し場を別個に放射するものとし、いずれか大きい方の放射能力とする。（平成元年5月10日 消防危第44号）
- (2) 消火困難となる屋内給油取扱所に設置する消火設備は次によること。
- 第4種の消火設備は、危規則第25条の4第1項第5号（住居等）の用に供する部分を包含するように設けること。（平成元年5月10日 消防危第44号）
- 12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備の技術上の基準については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成10年3月13日 消防危第25号）第4によるものとする。
- 13 屋外給油取扱所への消火設備の設置について、一の地下タンクにつき2個の第5種消火設備の設置は必要なく、危規則第35条第3号の規定により設置すること。（平成元年5月10日 消防危第44号）
- 14 一般取扱所の用に供する部分以外の部分（以下「他用途部分」という。）を有する建築物に設ける一般取扱所（火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けられるものに限る。）については、他用途部分との隔壁等が耐火構造で造られ、かつ、当該隔壁等に開口部を有しないものである場合を除き、建築物その他の工作物及び危険物を包含するように第2種又は移動式以外の第3種の消火設備を設ける必要があるとされているが、下記の一般取扱所については、危政令第23条を適用し、当該消火設備を設けないこととして差し支えない。（平成10年10月13日 消防危第90号）
- (1) 設置場所
- 地上12階地下2階の耐火構造の建築物の地下2階部分の室内
- (2) 取扱いの形態
- 自家用発電設備により危険物（軽油）を消費する一般取扱所（危政令第19条第2項適用）

(3) 消火設備

全域放出方式の二酸化炭素消火設備及び一般取扱所の各部分から歩行距離が 20m 以下となるように第 5 種の消火設備（粉末消火器）を設ける。

(4) その他

一般取扱所が設置される建築物の室内の内装は、不燃材料で仕上げられるとともに、一般取扱所に設置される設備等は、電気配線の被覆材等必要最小限のものを除き、不燃材料で構成されている。また、当該一般取扱所には、必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないよう管理がなされている。

15 カーバイドの貯蔵タンクの消火設備として、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備については危政令第 23 条を適用し、第 3 種の消火設備の代替として認めて差し支えない。（昭和 37 年 4 月 6 日 自消丙予発第 44 号）

16 第 3 類危険物（金属ナトリウム）の消火薬剤（ナトレックス）は、規格に適合する消火器でないのに、消火設備として認められないが、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。また、消火薬剤（ナトレックス）と同種の消火薬剤（マイラックス）についても、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められるため、いずれも、危政令第 23 条の特例を適用し、乾燥砂の代替として差し支えない。

なお、前記の消火薬剤の金属ナトリウムに対する能力単位は 30kg をもって 1 能力単位とする。（昭和 45 年 5 月 26 日 消防予第 104 号、昭和 47 年 6 月 22 日 消防予第 112 号）

17 「膨張ひる石」とは通常、バーミキュライトと呼ばれているものであり、また「膨張真珠岩」とは、パーミライトと呼ばれているものであること。（昭和 46 年 7 月 27 日 消防予第 106 号）

18 危険物施設が廃止された後、建築物を一般防火対象物として使用する場合は、消防用設備等の設置の指導については「危険物施設が許可を要しなくなった場合における消防用設備等の技術上の基準に係る消防法令の運用に関する疑義について」（平成 2 年 12 月 3 日 消防予第 180 号）によること。

19 能力単位の算定においては、第 4 類の危険物については B 火災の能力単位で算定し、その他の危険物については A 火災の能力単位で算定する。（消火器の技術上の規格を定める省令第 1 条の 2 第 13 号、第 14 号）

20 建築物その他の工作物、危険物及び電気設備に対応した第5種の消火設備を、それぞれ計算に基づく必要数設置した場合であっても、防護対象の各部から歩行距離20m以内に設置することができない場合は、同種消火設備を追加して設置する必要があるもの。（地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所及び販売取扱所を除く）

また、その場合の消火設備は、同消火設備の防護範囲（歩行距離 20m）内の防護対象物に適応したものとする必要があるもの。

21 危規則第 33 条第 2 項各号、第 34 条第 2 項各号又は第 35 条各号に基づき設置される消火設備が、危政令別表第 5 において電気設備に適用するものとされ、かつ、当該消火設備が電気設備のある場所を包含し、又は危規則第 36 条の規定を満たすように設けられている場合、危政令第 23 条を適用し、危規則第 36 条の規定により設置が必要な消火設備を設けないことができる。（令和 5 年 3 月 24 日 消防危第 63 号）

22 架構に対する消火設備について

（1）屋外泡消火栓方式とする場合^{注1}

ア 架構 1 階^{注2}及び2階（地上 10m以下）の部分は、地上に設けた泡消火栓の包含範囲と見なす。

イ 架構の3階以上の階には固定の消火設備を設置することが原則であるが、次の条件が満たされる場合には泡消火栓とすることができる。

（ア）泡消火栓を設置する階の床面が「消火活動上有効な床面である」と判断されること。

（イ）2方向以上からの進入（猿梯子等でなく階段が設けられているものに限る）が可能であり、当該2方向以上の進入口から消火栓2基以上で有効に包含できること。

ウ 水源の水量は、4個（ホース接続口が4個未満のときは、その個数）のノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、放射量が 400L/min 以上で 30 分間放射することができる量とすること。

注1：製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第 19 条第 1 項第 2 号の規定により、「タンクのポンプ設備等に接続する配管の内径が 200mm を超えるもの」は設置不可。

注2：建築物ではないので、外観的な階数をいう。

（2）泡ヘッド方式とする場合

ア 泡ヘッドは、防護対象物の全て（危険物機器のみ）の表面が、いずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けること。

イ 防護対象物の表面積（床面は算定しない）9 m²につき1個以上のヘッドを1 m²当りの放射量が6.5L/min以上の割合で計算した量の泡水溶液を放射できるように設けること。

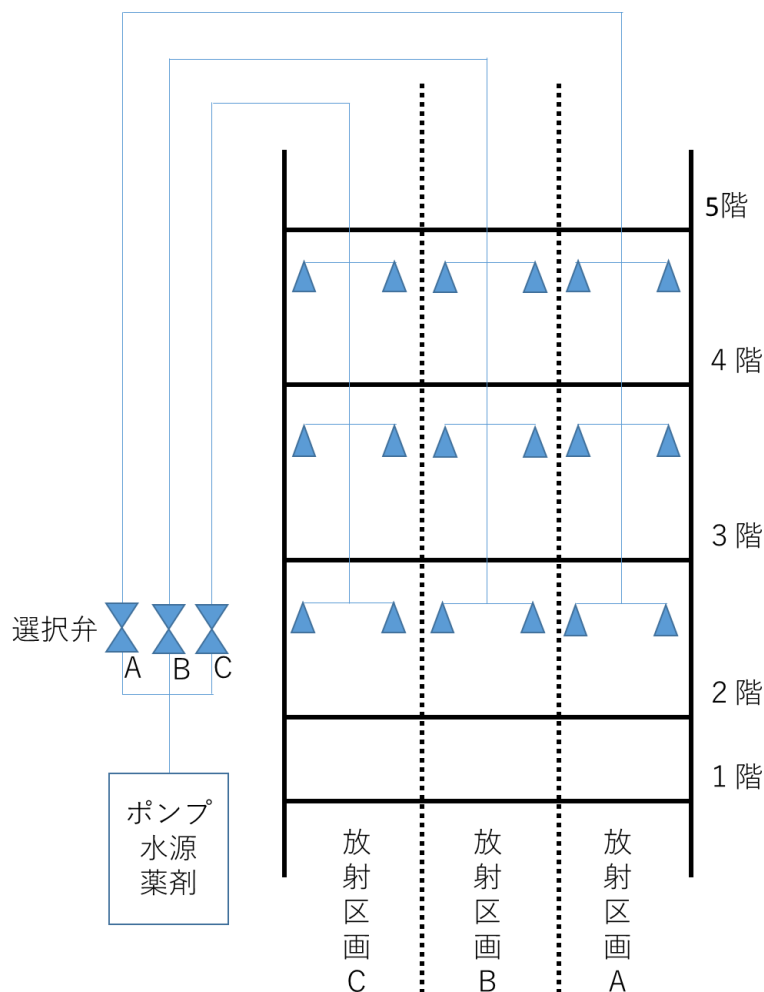
ウ 床面がコンクリート又はチェッカープレート等（機器等の当該床の貫通部は漏水防止措置を施したもの）で上下の階に延焼するおそれが少ないと考えられる床構造の場合は、1フロアの全危険物機器の表面積を算出し、100 m²以上ごと（100 m²未満のときは、当該表面積）に区分して、これを1の放射区域とする。

エ 床面がエキスパンドメタル等で上下の階に延焼するおそれがある床構造の場合（ウ以外のもの）の放射区域は、100 m²以上ごとに縦均等割りとする。

（図－1）参照

オ 水源の水量は、ヘッドの設置個数が最も多い放射区域における全てのヘッドを同時に使用した場合に、上記イに定める放射量で10分間放射できる量（エとする場合には、前記（1）による泡消火栓の放射量を加算した量とすること）とする。

（図－1）



※（1、2階を泡消火栓で包含した場合の例）

(3) 部分的に水噴霧方式とする場合

架構1、2階を地上の屋外泡消火栓で包含している架構の3階以上を水噴霧消火設備とする場合には、当該階の床は、下階の泡消火設備に影響を及ぼさないよう次の構造とすること。

ア 床はコンクリート、チェッカープレート等であること。

イ 当該床の周囲に高さ50mm以上の囲いを設け、1階囲いへの排水管を直接設置すること。

ウ 機器等の当該床の貫通部は十分な漏水防止措置を施すこと。

(4) 架構外に設置している20号タンク以外の危険物機器で、高さが10m未満のものは、地上の屋外泡消火栓で包含することでもよい。

23 塔に対する消火設備

泡ヘッド等によるほか、次によること。

(1) 泡モニターを設置する場合

ア 2方向以上から、塔全体を包含できるように設置すること。

塔が複数ある場合、全数を包含できる基数とすること。

イ モニターノズルは、固定するものとし、消火活動上支障がない位置において起動及び操作ができる場所に設けること。

ウ 水源の水量は、全てのノズルを同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において放射量が1,900L/min以上で、かつ、その水平放射距離が30m以上で、有効に30分間放射できる量とすること。

(2) 窒素ガスを封入する場合

ア 封入（注入）口は複数とし、かつ、それぞれに開放弁を設けること。

イ ガス量は、消火するに十分な量とすること。（封入設備は、当該塔の使用条例、構造等に応じた封入時の安全性を考慮したものとし、その能力は全容量を概ね10～20分で満たすことができるものとする。）

ウ 開放弁は手動又は自動とし消火活動上支障がない位置に設けること。

(3) 水噴霧消火設備を設置する場合

ア 防護表面積は、高さ6m以上の部分の面積とする。

イ 水源の水量は、塔が複数ある場合、アの防護表面積が最大の塔の量とすること。

ウ ヘッドは、アの全表面が濡れるように取付けること。

《例》数段のリングに取付け、リング間は、上部から水が流下する形式とする。

エ 架構の外に設置されている塔については、架構と塔の間の囲いを仕切ること。

24 地上据付けで高さ 6 m 以上又は液表面積 40 m² 以上の 20 号タンクの消火設備

(1) 消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規制の一部を改正する省令の運用について（平成元年 3 月 22 日 消防危第 24 号）に記載されている屋外タンク貯蔵所の消火設備基準に準じて、泡放出口方式、泡ヘッド方式又は水噴霧消火設備等固定式のものを設けること。なお、泡放出口方式とする場合の補助泡消火栓は、当該施設に係る泡消火栓を兼用することができる。

(2) 前記の泡ヘッド方式とする場合は次によること。

ア 泡ヘッドは、タンク全表面積（断熱施工されている場合は、その表面積）について、1 m²につき泡水溶液量 6.5L/min 以上で均等に包含できるように設けること。

（泡ヘッド数＝全表面積× 6.5L/min / 泡ヘッドの吐出量 [L/min / m²]）

イ 放射区域については次によること

（ア）架構内に設ける場合は、当該 20 号タンクの位置する放射区域に属するものとする。

（イ）架構外にあって、架構から 3 m 未満の位置に設ける場合は、当該架構の位置する放射区域に属するものとする。

（ウ）架構外にあって、架構から 3 m 以上離れている場合は、放射区域は単独にとらえても差支えない。

25 水源水量

前記 22～24 を組み合わせて設ける場合は、それぞれの量（配管を満たすに必要な量を含む。）を合算した量とすること。

第 2 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

1 屋内消火栓設備の基準（危規則第 32 条）

(1) 危規則第 32 条によるほか、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年 3 月 22 日 消防危第 24 号）の別紙「消火設備及び警報設備に関する運用指針」（以下「消火設備及び警報設備に関する運用指針」という。）第 2 によること。

(2) 加圧送水装置には、原動機として内燃機関を用いて差し支えないこと。なお、内燃機関の構造は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に定める内燃機関の例によること。（平成元年 7 月 4 日 消防危第 64 号、平成 4 年 3 月 25 日 消防危第 26 号）

2 屋外消火栓設備の基準（危規則第 32 条の 2）

- (1) 危規則第32条の2によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第3によること。
- (2) 製造所等に屋外消火栓設備を設ける場合であっても建築物の1階及び2階の部分のみを放射能力範囲内とすることができるものであり、当該製造所等の建築物の地階及び3階以上の階にあっては、他の消火設備を設けること。また、屋外消火栓設備を屋外の工作物の消火設備とする場合においても、有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置する必要があること。（平成元年3月22日 消防危第24号）
- (3) 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所において屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えできる構造のものとすること。（昭和54年7月30日 消防危第80号）

3 スプリンクラー設備の基準（危規則第 32 条の 3）

危規則第32条の3によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第4によること。

4 水蒸気消火設備の基準（危規則第 32 条の 4）

- (1) 危規則第32条の4によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第5によること。
- (2) 水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶融したもの又は引火点が100℃以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限り設けることができること。（平成元年3月22日 消防危第24号）

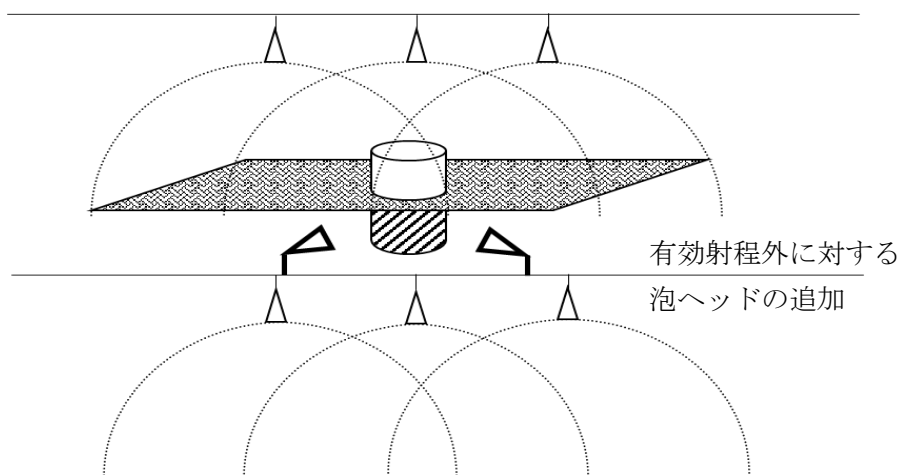
5 水噴霧消火設備の基準（危規則第 32 条の 5）

危規則第32条の5によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第6によること。

6 泡消火設備の基準（危規則第 32 条の 6）

- (1) 危規則第32条の6によるほか、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省告示第559号）によること。
- (2) 屋外貯蔵タンクに設ける半固定式消火設備（タンクに設ける泡を放射する固定の消火設備であつて、泡混合装置及び加圧送水装置を有しないものをいう。）は、第3種消火設備として認められない。（昭和51年1月16日 消防予第4号）

- (3) 泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面又は床面が、いずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けること。なお、建築物内の危険物機器については、当該機器がステージ等で有効射程外とならないよう泡ヘッドを配置し、下図のように未包含部分が生じる場合は、当該機器に泡ヘッドを追加しなければならない。



- (4) 防護対象物の表面積（建築物の場合にあっては、床面積） 9 m^2 につき1個以上のヘッドを 1 m^2 当りの放射量が 6.5 L/min 以上の割合で計算した量の泡水溶液を放射できるように設けること。

7 不活性ガス消火設備の基準（危規則第32条の7）

- (1) 危規則第32条の7によるほか、「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省告示第557号）によること。
- (2) 人身事故防止に係る安全対策については、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日 消防予第161号、消防危第88号）の第3及び「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴う二酸化炭素消火設備の設置に係る安全対策等について」（令和5年3月31日 消防危第65号）によること。
- (3) 呼吸保護器等を設置する場合には、「不燃性ガス（二酸化炭素）消火設備の安全対策について」（昭和49年5月7日 消防安第44号）によること。
- (4) 不活性ガス消火設備の消火剤の量の算定について、貯蔵、取扱い品目が複数ある場合は「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省告示第557号）の別表第1に定められた係数又は別表第2に定める方法により算出した係数が最大となる品目の値を用いて計算するものとする。

8 ハロゲン化物消火設備の基準（危規則第32条の8）

- (1) 危規則第32条の8によるほか、「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省告示第558号）によること。

- (2) 環境対策に関するハロゲン化物消火設備の使用抑制等については、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(平成3年8月16日 消防予第161号、消防危第88号)、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等に係る質疑応答について」(平成3年9月20日 消防予第190号、消防危第99号)、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(平成13年5月16日 消防予第155号、消防危第61号)及び「ハロン消火剤を用いるハロゲン化消火設備・機器の使用抑制等の運用について」(平成14年5月22日 消防予第153号)によること。
- (3) ハロゲン化物消火剤(ハロン1301、1211及び2402)の代替措置として開発されたハロゲン化物及び非ハロゲン化物消火剤を設置している危険物施設の維持・管理等に関する留意事項等については「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」(平成8年12月25日 消防予第265号、消防危第169号)によること。
- (4) 安全対策として空気呼吸器を設置する場合には、「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」(昭和51年5月22日 消防予第6号)によること。

9 粉末消火設備の基準(危規則第32条の9)

危規則第32条の9によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第7によること。

10 自動火災報知設備の基準(危規則第36条の2、第37条、第38条)

- (1) 危規則第38条第2項によるほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」第8によること。
- (2) 1棟規制した製造所等の場合、耐火構造で区画された危険物を取り扱わない部分の天井裏については、消防法施行令第21条第2項第3号の基準により感知器を設置することとし、危険物を取り扱う部分の天井裏については、感知器を設置すること。
- (3) 屋内給油取扱所に設置する自動火災報知設備については、給油取扱所の基準 第6 1(2)によること。

11 避難設備の基準(危規則第38条の2)

- (1) 給油取扱所の2階部分を危規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。(平成元年3月3日 消防危第15号)
- (2) 屋内給油取扱所のうち危規則第25条の9第1号イの規定に係る給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあっては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。(平成元年3月3日 消防危第15号)
- (3) 誘導灯の設置については、次によること。(平成元年3月3日 消防危第15号、平成元年5月10日 消防危第44号)

- ア 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- イ 誘導灯は、A級、B級、又はC級のものとすること。(いずれの種類のものでも差し支えない。)
- ウ 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。

第3 各施設別の算定基準

1 給油取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフスタンド)
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの

(2) 著しく消火困難となる給油取扱所

ア 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(ア) 第3種固定式泡消火設備

その放射能力範囲が、固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。

その他、第2、6泡消火設備の基準によること。

(イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

(ウ) 第5種消火設備

a 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x (\text{所要単位})$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y (\text{所要単位})$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A (\text{本}) (\text{小数点以下切上げ})$$

- b 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- c 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。
なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- d 合計必要本数
A + B + C(本)以上

イ セルフスタンド(一方開放型上階付き屋内給油取扱所はアの基準による。)

- (ア) 第3種固定式泡消火設備(パッケージ型固定泡消火設備)

危険物(引火点が40℃未満で顧客が自ら扱うものに限る。)を包含するように設けること。

その他、第2、6泡消火設備の基準によること。

- (イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物(第3種の消火設備により包含されるものを除く。)を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

なお、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室には、別途設けなくて差し支えない。

- (ウ) 第5種消火設備

- a 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- b 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。
なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- c 合計必要本数
A + B(本)以上

(3) 消火困難となる給油取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

なお、泡の大型消火器の設置を指導すること。

イ 第5種消火設備

(7) 危険物の所用単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{㎡}} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(ウ) 合計必要本数

A + B(本)以上

(4) その他の給油取扱所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位はA単位で計算）

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{㎡}} = x(\text{所要単位})$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{㎡}} = y(\text{所要単位})$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

ウ 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

エ 合計必要本数

A+B+C(本)以上

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

(5) 給油取扱所の第5種消火設備

第5種消火設備にあつては、次によるよう指導すること。

ア 第5種消火設備は、小型消火器とする。

イ 危険物に対する消火器は、機械泡消火器の比率を概ね半数以上となるように設置する。

ウ 粉末消火器にあつては10型以上、機械泡消火器にあつては6型以上、化学泡消火器にあつては10型以上のものとする。

エ アルコール燃料等の危険物を取り扱う場合は、性状を勘案して適切な消火器を設置する。

2 屋内貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	第2類、第4類のみ (引火性固体、70℃未満のものを除く。)	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	軒高6 m以上の平家建のもの		
	150倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		
	① 延べ面積150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに開口部のない不燃材料の壁で区画されたものを除く。) ② 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。)		
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ② 危省令第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積150㎡を超えるもの ④ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所		
	10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの		

(2) 著しく消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
① 軒高6メートル以上の平家建のもの ② 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所	次のいずれか ① スプリンクラー設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 屋外消火栓設備 ② スプリンクラー設備 ③ 移動式泡消火設備(消火栓を屋外に設けるものに限る。) ④ 移動式以外の第3種消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

(ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室には、危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A+B (本)以上

(3) 消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(ア) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(ウ) 合計必要本数

A+B(本)以上

(面積10m²未満の屋内貯蔵所については、AとBを兼用して差し支えないものとする。)

(4) その他の屋内貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x(\text{所要単位})$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y(\text{所要単位})$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

ウ 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

エ 合計必要本数

A+B+C (本)以上

(面積10㎡未満の屋内貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

3 製造所及び一般取扱所

(1) 設置区分

ア 製造所

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	① 100倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの ② 高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの	
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもので、 延べ面積600㎡を超えるもの	
	10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの	
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	

イ 一般取扱所

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	① 100倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの ② 高さ6m以上の部分において危険物を取り扱 設備を有するもの ③ 部分設置の一般取扱所※(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。)	
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもので、 延べ面積600㎡を超えるもの	
	① 10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの ② 政令19条第2項の特例施設のうち、塗装等、洗浄等、焼き入れ等、ボイラー等、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置の一般取扱所	
その他 (危省令第35条)	上記以外のもので、 延べ面積600㎡を超えるもの	

※ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所

(2) 著しく消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。(高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合は、建築物その他の工作物を包含することをもって足りる。)

区 分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある 場所に設けるもの	次のいずれか ① 第2種消火設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	第1種～第3種の消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

ただし、(ア)に該当する場合については、第1種～第3種の消火設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を設けないことができる。

- (ア) 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合
- (イ) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- (ウ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

- (ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

- a 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合
- b 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- c 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- (ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A+B(本)以上

(3) 消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

- (ア) 危険物の所用単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の} 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ウ) 合計必要本数

A+B(本)以上

- (4) その他の製造所及び一般取扱所

- ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の} 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- エ 合計必要本数

A+B+C(本)以上

(面積10m²未満の製造所及び一般取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

4 屋外タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	高引火点、第6類危険物 のみ	固体の危険物 のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	① 液表面積が40㎡ 以上のもの ② タンクの高さ6m以 上の部分において危 険物を取り扱う設備 を有するもの		100倍以上の危 険物(固体の危険物 に限る)を取り扱う もの
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもの		上記以外のもの
その他 (危省令第35条)		全て	

(2) 著しく消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第4類の危険物の みを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備
その他のもの	固定式の泡消火設備

イ 第5種の消火設備

(ア) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種の消火設備を2個以上設けること。=A(本)

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{㎡}} = \text{B(本)} (\text{小数点以下切上げ})$$

(ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A+B(本)以上

(3) 消火困難となる屋外タンク貯蔵所

第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

(4) その他の屋外タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

外壁を耐火構造とし、かつ、屋外貯蔵タンクの水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

なお、同面積については、屋外貯蔵タンクの水平最大面積とすること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C(本)以上

(屋外貯蔵タンクの水平最大面積が10m²未満の屋外タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

5 屋内タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点、第6類危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	① 液表面積が40㎡以上のもの ② タンクの高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ③ 平屋建て以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所※で引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵するもの(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。)	
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもの	
その他 (危省令第35条)		全て

(2) 著しく消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備 ③ 移動式以外の不活性ガス消火設備 ④ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ⑤ 移動式以外の粉末消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 固定式の泡消火設備 ② 移動式以外の不活性ガス消火設備 ③ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ④ 移動式以外の粉末消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- (イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

- (ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

- a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- b 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- (イ) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種の消火設備を2個以上設けること。=B(本)

- (ウ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{㎡}} = C(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

- (イ) 第5種消火設備の合計必要本数
(A又はBの大なる方)+C(本)以上

(3) 消火困難となる屋内タンク貯蔵所

第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

(4) その他の屋内タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C(本)以上

(面積10m²未満の屋内タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

6 屋外貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	危政令第16条第4項 の屋外貯蔵所	高引火点危険物 のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	塊上の硫黄等の囲い の内部面積の合計が、 100㎡以上のもの	100倍以上の危険物を 取り扱うもの	
消火困難 (危省令第34条 第1項)	① 塊上の硫黄等の囲い の内部面積の合計が 5㎡以上100㎡未 満のもの ② 100倍以上の危 険物を取り扱うもの	10倍以上100倍未 満の危険物を取り扱うもの	
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	上記以外のもの	全て

(2) 著しく消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある 場所に設けるもの	次のいずれか ① 第2種消火設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	第1種～第3種の消火設備

イ 第5種の消火設備

電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{㎡}} = \text{○(本)} (\text{小数点以下切上げ})$$

(3) 消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(7) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(イ) 電気設備がある場合は、1個以上設けること。=B(本)

(ウ) 合計必要本数

A+B(本)以上

(4) その他の屋外貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x(\text{所要単位})$$
$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

ウ 電気設備がある場合は、1個以上設けること。=C(本)

エ 合計必要本数

A+B+C(本)以上

(面積10㎡未満の屋外貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上に達するよう設けることをもって足りる。

7 販売取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	第 1 種販売取扱所	第 2 種販売取扱所
消火困難 (危省令第 3 4 条 第 1 項)		全て
その他 (危省令第 3 5 条)	全て	

(2) 消火困難となる販売取扱所

ア 第 4 種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

(ア) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(4 類は B 単位、その他は A 単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B(\text{本})(\text{小数点以下切上げ})$$

(ウ) 合計必要本数

$$A+B(\text{本})\text{以上}$$

(3) その他の販売取扱所

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位は A 単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{ m}^2} = x(\text{所要単位})$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本)以上

(面積10m²未満の販売取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。